

委員会提出議案第 2 号

岩倉市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

地方自治法第 109 条第 6 項の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出します。

令和 7 年 3 月 26 日提出

岩倉市議会議長 関 戸 郁 文 様

提出者 議会運営委員会

委員長 梅 村 均

岩倉市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

岩倉市議会の個人情報の保護に関する条例（令和４年岩倉市条例第４５号）の一部を次のように改正する。

第２条第１０項中「以下」を「第１２条第５項において」に、「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める。

第１２条第５項中「まで及び第２９条」を「まで」に改め、同項の表第３８条第１項第１号の項中「第２条第９項」を「第２条第１０項」に改める。

第１７条第１項各号列記以外の部分中「以下」を「第３項において」に改め、同条第２項第１号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第１８条第１項中「議会の保有する自己」を「自己」に改め、同条第２項中「以下この章において」を「以下」に、「以下この章及び第４８条において」を「以下」に改める。

第３１条第２項中「以下この章及び第４８条において」を「以下」に改める。

第３２条第３項中「以下この章において」を「以下」に改める。

第３８条第１項ただし書中「以下この章において」を「以下」に改め、同条第２項中「以下この章及び第４８条において」を「以下」に改める。

第３９条第３項中「以下この章において」を「以下」に改める。

第４７条中「第４章」を「前章」に改める。

第４８条中「特定」を「特定に資する情報の提供」に改める。

第５３条から第５５条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、第５３条から第５５条までの改正規定は、同年６月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ 令和７年６月１日前にした行為の処罰については、なお従前の例による。